

## 出来事（2013年6月）

### 1. 食品表示法（消費者庁・食品表示一元化）

4月5日、法案が閣議決定され、国会へ提出され、衆議院・消費者問題に関する特別委員会で審議され、5月31日の衆議院本会議で可決されました。6月21日の参議院本会議で可決され成立しました。

① 食品表示法案（閣法：消費者庁）に対する修正がなされました。

食品表示法案の一部を次のように修正する。

第四条第一項第一号中「名称」の下に、「アレルゲン（食物アレルギーの原因となる物質をいう。第六条第八項及び第十一条において同じ。）」を加える。

第六条第八項中「食品関連事業者等が」の下に「、アレルゲン」を加える。

第十一条中「名称」の下に「、アレルゲン」を加える。

附則第十九条中「五年」を「三年」に改める。

② 衆議院および参議院でそれぞれ付帯決議が付きました。

③ 公布：2013年6月28日

④ 施行：公布の日から2年以内

⑤ 個別課題：栄養成分表示、原料・原産地表示の拡大、食品添加物の表示、遺伝子組換え食品の表示、等についての検討会が立ち上げられると思います。アレルゲンが最優先との情報もあります。

○修正されました食品表示法は、情報欄に掲示しました。（赤字：修正点）

### 2. 食品添加物の新規指定

6月は、新たな食品添加物の指定はありませんでした。

3-エチルピリジン（香料）、ピリメタニル（ポストハーベスト）、酢酸カルシウム、酸化カルシウムの指定のためのWTO通報がなされています。さらに、アンモニウムイソバレレート、アドバンテーム（甘味料）、ポリビニルピロリドン、ひまわりレシチン、グルタミルバリルグリシン、クエン酸三エチル等を指定するための健康影響評価や使用基準の設定等の手続きが継続されています。

アルミノケイ酸ナトリウム、ケイ酸カルシウムアルミニウム及び酸性リン酸アルミニウムナトリウムについては、内閣府食品安全委員会で健康影響評価が継続されています。6月28日に開催された内閣府食品安全委員会添加物専門調査会に、使用基準に基づく一日摂取量の推定にかかる評価書の案文が提出されず、健康影響評価は結論に至っておりません。

### 3. 食品、添加物等の規格基準の一部改正のWTO通報（6月7日）

① 生食用鮮魚介類、生食用かき及び冷凍食品（生食用冷凍鮮魚介類に限る）の加工基準を改正すること（加工時に亜塩素酸水、次亜塩素酸水及び水素イオン濃度調整剤として用いる塩酸の使用を認める）。

- ②容器包装詰加圧加熱殺菌食品の製造基準を改正すること（製造時に亜塩素酸水及び次亜塩素酸水の使用を認める）。

#### 4. 遺伝子組換え食品添加物

- 安全性審査が終了し公表された遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（16品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list.pdf>

- 安全性審査が終了した遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（53品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list3.pdf>

- 安全性審査継続中の遺伝子組換え食品及び添加物リスト

（7品目、L-トリプトファンが追加） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list2.pdf>

- 組換え DNA 技術応用食品及び添加物の基準適合が確認された施設一覧

（1施設2品目、前月と変化なし） <http://www.mhlw.go.jp/topics/identshi/dl/list4.pdf>

#### 5. 日本農林規格（JAS規格）の改正のためのWTO通報（6月13日）

##### (1)醸造酢

- ①食品添加物の規定を見直す。
- ②異物の規定を削除する。
- ③全窒素分の測定方法について、誤差の規定方法を修正する。

##### (2)乾燥スープ

- ①食品添加物の規定を見直す。
- ②異物の規定を削除する。
- ③全窒素の測定方法について、誤差の規定方法を修正する。

##### (3)ドレッシング

- ①食品添加物の規定を見直す。
- ②異物の規定を削除する。
- ③水分及び油脂含有率の測定方法を詳細に規定する。

#### 6. 食品の放射能問題

- 1) 原子力災害特別措置法に基づく出荷制限が頻繁に発令されます。（その事例です。）

6月3日 福島県会津若松市及び鏡石町で産出されるこしあぶら並びに福島県鏡石町で産出される野生のたらのめ

6月4日 宮城県沖※で漁獲されたヒラメ

※最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域

（同日） 岩手県平泉町で産出される野生のわらび及び宮城県沖※で漁獲されたヒラメ  
※最大高潮時海岸線上岩手宮城両県界の正東の線、我が国排他的経済水域の外縁線、宮城県石巻市金華山頂上から正東の線、宮城県石巻市金華山頂上から正西に引いた同市牡鹿半島最大高潮時海岸線に至る線及び宮城県最大高潮時海岸線に至る線で囲まれた海域

6月5日 福島県金山町で産出されるこしあぶら

6月10日 福島県田村市で産出されるたけのこ、福島県昭和村で産出されるこしあぶら、福島県郡山市で産出されるぜんまい及び福島県田村市で産出される野生のたらのめ

6月11日 福島県鮫川村で産出されるわらび

6月19日 福島県桑折町及び檜葉町で産出される野生ふき

6月24日 福島県須賀川市及び国見町で産出される野生うわばみそう

6月27日 阿武隈川で採捕されるアユ（養殖を除く。）

2) 出荷制限：福島県、青森県、岩手県、宮城県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県の一部の食材（6月28日現在）

#### 7. 第77回 JECFA の要約と結論（6月19日）

○規格に関する検討のみの品目

ケイ酸アルミニウム、アナトー抽出物等 17 品目

○毒性や摂取量が評価された品目

アドバンテーム、ガムロジングリセロールエステル（GEGR）等 7 品目

[http://www.fao.org/fileadmin/templates/agns/pdf/jecfa/JECFA\\_77\\_Summary\\_Report\\_Final.pdf](http://www.fao.org/fileadmin/templates/agns/pdf/jecfa/JECFA_77_Summary_Report_Final.pdf)

#### 8. EFSA がアゾ系色素の追加試験を推奨（6月17日）

6種のアゾ色素：アルラレッド AC (E 129)、アマランス(E 123)、ポンソー4R (E 124)、サンセットイエローFCF (E 110)、タートラジン (E 102)、アズルビン/カルモイシン(E 122)について、遺伝毒性を確認する新たな試験を実施することが推奨されました。

<http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/doc/3234.pdf>

#### 9. 米国オレゴン州での遺伝子組換え小麦の検出（5月29日）

モンサントが開発し屋外試験が行われた遺伝子組換え小麦 MON71800 が、一般の農家の小麦から検出されました。尚、遺伝子組換え小麦は米国でも許可されていません。

<http://www.usda.gov/wps/portal/usda/usdamediaafb?contentid=2013/06/0127.xml&printable=true&contentidonly=true>

5月31日の北海道新聞、静岡新聞等の BLOG でも紹介されました。

<http://www.hokkaido-np.co.jp/news/economic/470256.html>

#### 10. カラーコードによる栄養成分の表示（6月19日、英国）

英国の政府、食品メーカー、小売は、FOP 表示（Front of pack）で合意しました。エネルギー、脂肪、飽和脂肪酸、糖分、食塩について、赤（高い）、琥珀（中程度）、緑（低い）で色分けされます。

<http://www.nhs.uk/news/2013/06June/Pages/universal-colour-coded-food-nutrition-labels.aspx>

#### 11. ウーロン茶からフィプロニル（農薬）

温元庚が中国から輸入した「烏龍茶」、有限会社今古茶藉が中国から輸入した「烏龍茶（鉄観音）」、株式会社オリジナルスタイルが中国から輸入した「半醗酵茶：ウーロン茶」の命令検査で、フィプロニルが、それぞれ 0.022ppm、0.032ppm、0.044ppm 検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積戻し等が指示されました。

\* 残留基準：ウーロン茶：0.002ppm、ピーマン：0.1ppm、キャベツ：0.05ppm、等

[http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a\\_inq=57000](http://m5.ws001.squarestart.ne.jp/zaidan/agrdtl.php?a_inq=57000)

#### 12. オーストラリア産西洋わさびの命令検査

生鮮西洋わさびからジフェノコナゾール（農薬）が基準値（0.01ppm）を超えて検出されることから、オーストラリア産西洋わさびについて命令検査が発出されました。

対象食品等	検査の項目	経緯
オーストラリア産西洋わさび、その加工品（簡易な加工のもの。）	ジフェノコナゾール	検疫所におけるモニタリング検査の結果、オーストラリア産西洋わさびから基準値を超えるジフェノコナゾールを検出したことから、検査命令を実施するもの。

（作成：2013年6月29日）